

令和5年9月7日

## 社会福祉法人桜愛会に対する社会福祉法に基づく令和

### 4年度指導監査結果に係る是正・改善報告

健康福祉部 総合福祉課

令和5年2月9日付け裾健総第698号「社会福祉法人桜愛会の特別監査の実施結果について(通知)」により文書指摘した事項に対する是正・改善計画について、報告書が提出された。内容を確認した結果、これまで是正・改善措置が実施されてきたこと、今後も引き続き是正・改善措置が継続されることが確認できたため、令和5年8月31日付けで受理した。

#### 1. 経過

- ・令和5年2月9日 文書指摘
- ・令和5年3月9日 是正・改善計画の報告
- ・令和5年6月26日 最終報告日の変更(6/30→7/28)
- ・令和5年7月25日 是正・改善計画の報告(8月30日 再提出)
- ・令和5年8月31日 受理

#### 2. 是正・改善計画の報告の概要

(1)定款等に抵触する事項を速やかに改善すること

① 児童の写真を撮影し、電磁的記録により職員間で共有したこと

・施設整備

○防犯カメラの設置

○園専用携帯電話の確保

・関係法令の研修

・人権意識向上のための研修

・職員研修の充実

② 令和4年7月12日に主任及び主任補助が不適切保育について、相談を受けていたにもかかわらず、園長に報告せず、職員聴取など具体的な対応をとっていないこと

・関係法令の研修

・報告・連絡・相談が適切に行われる職場づくりに向けた研修

・職員研修の充実

③ 前理事長が、前園長を含む4人の懲戒通知書を令和4年8月31日付けで発出している

が、前園長の処分決定の際に理事会の承認を得ていないこと

- ・理事会で前理事長の前園長に対する懲戒処分は、理事会の承認が必要な行為である(理事長の専決権限を越えていた)ことを確認
- ・前園長の責任の有無と処分の量定については、第三者調査委員会から提出される調査報告書の「原因の究明」と「責任の所在」に基づいて、理事会で再度、協議すると決定
- ・理事会は、責任の所在について協議し、当時の理事長・施設長(すでに辞任)について職務怠慢を認定

(2)不適切保育について、社会福祉法人として運営上の原因・問題を解明すること

- ・第三者調査委員会を設置し、外部有識者に調査を委託。目的は不適切保育の全貌の解明、発生原因・責任の所在・再発防止策の提言
  - ・法人運営上の発生原因はつぎのとおり
- リスク管理の意識が低かった
  - 役員(理事長・理事・監事・評議員)が適切な職務を執行しておらず、内部統制が機能していなかった
  - 自園完結型(外部意見を取り入れることの少ない)の組織運営になっていた
  - 法人の内部統制が機能していなかった
  - コンプライアンスが守られていなかった

(3)適切に法人運営が行われるよう具体的な再発防止策を示すこと。

・改革委員会(さくら保育園の未来を創る会)の設置

適切な法人運営に向けた再発防止の具体的な取り組みは次のとおり。

I 法人の内部統制機能を強化する取り組み

ア 外部アドバイザーに法人役員研修を委託し実施

イ 法人役員向けコンプライアンス研修・リスク管理研修に参加

ウ 役員(理事・監事)・施設の相互監視機能の強化

○理事長に外部有識者を選任し、理事長と施設長とを分離

○役員への理事会議案資料の事前配布を徹底

○理事長および業務執行理事の職務執行状況の理事会報告を徹底

○監事は法人顧問会計士の指導に立ち合い、法人の経営状況、施設の運営状況等について調査のうえ、適宜、理事会に意見

エ 評議員への情報提供

○理事長の職務執行状況、理事会議事録等の資料配布により、定期的に理事会の活動を報告

Ⅱ 人材育成計画の策定(計画的な研修の実施)

ア 職員の資質とプロ意識向上

イ 管理職の職務遂行能力向上

Ⅲ 人事交流による、風通しの良い組織づくり

ア 施設長会議の開催(毎月1回)

イ 主任会議の開催(年4回程度)

ウ 人事異動方針の策定

Ⅳ 職員の権利を擁護する取り組み

ア 職員のメンタルケアとして、専門家(外部委託)による保育相談室 を設置(予定)

イ 職員意識調査を実施(予定)

Ⅴ 改革委員会を定期開催し、再発防止策の進捗管理と評価・改善を行う(予定)

Ⅵ 法人の信頼回復に向けた取り組み

ア 当該クラス園児の保育調査を専門家に委託し、追跡調査を行う(予定)

イ 虐待防止相談窓口(外部委託)の設置

ウ 外部専門家による保育相談室(悩み相談)の設置(予定)

エ 情報発信力の強化に向け、法人ホームページをリニューアル(予定)

問い合わせ／裾野市 健康福祉部 総合福祉課 担当:高梨・勝俣

TEL:055-995-1819